

令和元年 5 月

広島県薬剤師会
薬事情報センター定例研修会
ご出席のみなさまへ

広島県薬剤師会
会長 豊見雅文

本年 7 月 1 日以降実施研修会における研修受講シール取扱い等について

日頃は、当会薬事情報センターの事業にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
研修受講シールの取扱いに関し、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長及び保険局医療課長
連名通知を以て対策を講ずるよう指示がなされたことから、平成 31 年 3 月 4 日日本薬剤
師研修センターより日薬研発第 377 号を以て、不正行為の防止等について通知されまし
た。今般、平成 31 年 4 月 25 日日本薬剤師研修センターより日薬研発第 30 号を以て、下
記のとおり取扱うこととし、令和元年 7 月 1 日以降に実施する研修会等から適用すること
としましたので、ご連絡いたします。

記

(平成 31 年 4 月 25 日日本薬剤師研修センター 日薬研発第 30 号抜粋)

1. 研修会等の開催に当たっては、電子化（マイクロソフト・エクセル使用）した受講者名
簿を作成すること。名簿の様式には次の項目すべてを記載すること。項目の全部又は一部の
記載が欠けている受講者に交付した研修受講シールは無効とする。

記載項目：研修会受付番号、研修受講シール番号、単位数、受講者名、薬剤師免許番号

2. 研修シール受領者名簿に記載された個人情報、法律に基づき開示が義務づけられてい
る等の特別の事情がない限り、本人の事前承諾なしに第三者に開示・提供することはない。

上記通知に基づき、薬剤師免許番号（薬剤師名簿登録番号）を確認させていただきます。
ご協力のほどお願い致します。（会員、非会員共に必要）

以上

尚、広島県薬剤師会会員に対しては、「研修受講用会員証」を発行予定ですので、研修受講
時には持参願います。